

平成30年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成29年度2月補正予算等関係(臨時会関係))

商工労働部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年2月臨時会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第5号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 通商物流課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 節の明細		5

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名	頁
報告第2号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について	産業振興課	6
報告第3号	長期継続契約の締結状況について	産業人材育成センター	7

議案説明資料総括表

【補正予算】

商工労働部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
通商物流課	343,601	2,700	346,301				2,700	
一般会計合計	20,861,381	2,700	20,864,081				2,700	
説明 一般会計 【通商物流課】 【新】燃油高騰対策支援事業 2,700								

平成29年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

7款 商工費
1項 商業費
2目 商業振興費

通商物流課（内線：7659）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源	
(新) 燃油高騰対策支援事業	0	2,700	2,700				2,700	
トータルコスト	0	2,700	2,700	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

燃油価格高騰に伴い、トラック運送事業者が行う省エネの取組を支援する。
 [軽油価格] 平成29年1月：111円/ℓ → 平成30年1月：121円/ℓ
 ※出典：資源エネルギー庁「石油製品小売市況調査（都道府県別）」

2 主な事業内容

燃油価格高騰対策として、(一社)鳥取県トラック協会に対し、県内のトラック運送事業者が行う低燃費タイヤ(エコタイヤ)導入経費を補助する。

※低燃費タイヤ(エコタイヤ)：タイヤの溝や原料ゴムの配合を工夫することで、走行中に受ける路面摩擦や空気抵抗、タイヤ変形によって生じる「転がり抵抗」を減らし、燃費性能を向上させるタイヤのこと

(1) 交付先

一般社団法人鳥取県トラック協会

(2) 補助内容

トラック輸送事業者の低燃費タイヤ導入に対して補助する。
 2千円/本(定額補助)×1,350本=2,700千円
 ※1本あたり助成額2千円は、低燃費タイヤと通常タイヤの価格差相当である。

3 これまでの取組状況

燃油高騰対策については、平成24年6月補正及び平成26年9月補正において、トラック運送事業者が行う低燃費タイヤ導入等に対して補助を行った。

<参考>地域経済変動対策資金「平成29年度燃油高騰対策枠」の発動

燃油の高騰に対する県内中小企業向けの金融対策として、地域経済変動対策資金「平成29年度燃油高騰対策枠」を2月1日に発動予定。

融資対象者	燃油価格の高騰により次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 最近3か月の売上高又は販売数量が前年同期比5%以上減少 イ 最近1か月(実績)とその後2か月を含む3か月間の売上高又は販売数量見込みが前年同期比5%以上減少 ウ 最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月と比べ減少
資金の使途	運転資金・設備資金(借換は運転資金又は設備資金に併せて行う場合のみ)
融資限度額	2億8千万円(H29当初予算の枠内での対応)
融資期間	10年以内(据置3年以内を含む)
融資利率	年1.43%
保証料率	0.23~0.68%
取扱期間	平成30年2月1日(予定)から平成30年3月31日申込受付分まで

平成29年度2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款項目 節別	7款 商工費						1項 商業費			
	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			補正前	補正額	補正後	
				補正前	補正額	補正後				
1 報酬	96,209		96,209	60,334		60,334	35,570		35,570	
2 給料	463,356		463,356	300,042		300,042	246,870		246,870	
3 職員手当等	232,898		232,898	150,811		150,811	124,085		124,085	
4 共済費	208,216		208,216	143,568		143,568	94,735		94,735	
5 災害補償費										
6 恩給及び退職年金										
7 賞金										
8 報償費	586,842		586,842	581,067		581,067	29,617		29,617	
9 旅費	92,253		92,253	52,436		52,436	29,751		29,751	
費用弁償	19,131		19,131	13,141		13,141	7,484		7,484	
普通旅費	51,795		51,795	24,807		24,807	17,237		17,237	
特別旅費	21,327		21,327	14,488		14,488	5,030		5,030	
10 交際費										
11 需用費	63,903		63,903	22,763		22,763	14,347		14,347	
12 役務費	52,494		52,494	32,416		32,416	19,815		19,815	
13 委託料	849,914		849,914	352,372		352,372	54,925		54,925	
14 使用料及び賃借料	153,454		153,454	27,050		27,050	18,553		18,553	
15 工事請負費	41,373		41,373							
16 原材料費										
17 公有財産購入費										
18 備品購入費	7,155		7,155	3,000		3,000				
19 負担金、補助及び交付金	12,302,824	2,700	12,305,524	11,437,486	2,700	11,440,186	2,599,520	2,700	2,602,220	
20 扶助費										
21 貸付金	5,035,854		5,035,854	5,019,565		5,019,565	248,764		248,764	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金	1,500		1,500	1,500		1,500	1,500		1,500	
25 積立金										
26 寄附金										
27 公課費	40		40	40		40				
28 繰出金	9,194		9,194	9,194		9,194				
予備費										
計	20,197,479	2,700	20,200,179	18,193,644	2,700	18,196,344	3,518,052	2,700	3,520,752	
財源内訳	国庫	280,571		280,571	144,565		144,565	59,497		59,497
	地方債	4,547,000		4,547,000	4,509,000		4,509,000			
	その他	609,876		609,876	532,160		532,160	249,198		249,198
	一般財源	14,760,032	2,700	14,762,732	13,007,919	2,700	13,010,619	3,209,357	2,700	3,212,057

(単位:千円)

款 項 目				商工労働部 合計		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
節 別	2目 商業振興費					
1 報 酬	24,604		24,604	262,389		262,389
2 給 料				463,356		463,356
3 職 員 手 当 等				232,898		232,898
4 共 済 費	3,774		3,774	235,311		235,311
5 災 害 補 償 費						
6 恩 給 及 び 退 職 年 金						
7 賞 金						
8 報 償 費	27,458		27,458	814,504		814,504
9 旅 費	9,333		9,333	79,181		79,181
費 用 弁 償	3,557		3,557	25,076		25,076
普 通 旅 費	3,300		3,300	29,244		29,244
特 別 旅 費	2,476		2,476	24,861		24,861
10 交 際 費						
11 需 用 費	5,831		5,831	73,292		73,292
12 役 務 費	5,274		5,274	48,326		48,326
13 委 託 料	16,323		16,323	1,350,634		1,350,634
14 使用料及び賃借料	7,645		7,645	135,650		135,650
15 工 事 請 負 費				7,151		7,151
16 原 材 料 費						
17 公 有 財 産 購 入 費						
18 備 品 購 入 費				3,864		3,864
19 負担金、補助及び交付金	1,186,746	2,700	1,189,446	11,598,927	2,700	11,601,627
20 扶 助 費				321		321
21 貸 付 金				5,046,353		5,046,353
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投 資 及 び 出 資 金				299,869		299,869
25 積 立 金				200,060		200,060
26 寄 附 金						
27 公 課 費				101		101
28 繰 出 金				9,194		9,194
予 備 費						
計	1,286,988	2,700	1,289,688	20,861,381	2,700	20,864,081
財 源 内 訳	国 庫	15,100	15,100	1,119,082		1,119,082
	地 方 債			4,509,000		4,509,000
	そ の 他	92	92	659,124		659,124
	一 般 財 源	1,271,796	2,700	1,274,496	14,574,175	2,700

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
1項 商業費		
2目 商業振興費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県燃油高騰対策支援事業補助金	2,700

件名	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について						
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。</p> <p>2 報告の内容 (平成30年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">常勤職員の区分</th> <th style="width: 30%;">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 常時勤務に服することを要する職員</td> <td style="text-align: center;">49人</td> </tr> <tr> <td>2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【地方独立行政法人法（抜粋）】</p> <p>（議会への報告等）</p> <p>第五十四条 特定地方独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（地方公務員法第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を設立団体の長に報告しなければならない。</p> <p>2 設立団体の長は、毎年、議会に対し、特定地方独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。</p> <p>【地方独立行政法人法施行令（抜粋）】</p> <p>（常勤職員の範囲）</p> <p>第八条 法第五十四条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項又は第二十九条の規定による休職又は停職の処分を受けた者</p> <p>二 地方公務員法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>三 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第五項の規定により休職者とされた者</p> <p>四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）第二条第一項の規定により派遣された者</p> <p>五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第十七条の規定による勤務をしている者を含む。）</p>	常勤職員の区分	人数	1 常時勤務に服することを要する職員	49人	2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	2人
常勤職員の区分	人数						
1 常時勤務に服することを要する職員	49人						
2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの	2人						

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	産業人材育成センター	物品 保守	プリンター	1台	米子市両三柳328番地 株式会社ケー・オウ・エイ	46,656	平成29年12月1日 ～平成30年11月30日	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校

